

(26.6.16)

課長	文書企画官	課長補佐	専門官	係長	係員

(6/25)

平成26年5月9日

東京高等裁判所 総務課 御中
 (法曹連絡協議会 ご担当者 様)
 ファクシミリ番号 03-3503-3997

関東弁護士会連合会

事務局長 大橋 勝 晴

(担当事務局: )

〒100-0013

千代田区霞が関1-1-3弁護士会館14階

TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

平成26年度「法曹連絡協議会」の開催日程について (ご連絡とお願い)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、関東弁護士会連合会が主催しております「法曹連絡協議会」は、昭和43年に東京高裁管内の司法事務の円滑な運営を期して発足しました。以降、司法の運営全般につき、制度および運営の実体を相互に正しく認識し、且つ適正な改善を図るための情報交換ならびに率直な検討協議をすることを目的として、毎年開催しております。その記録は「関弁連会報」により、広く関弁連管内弁護士会会員に報告しているところです。

本年度法曹連絡協議会は、平成26年12月1日(月)に下記のとおりとさせていただきます。ご連絡申し上げます。

つきましては、貴裁判所長官様、民事部代表常置委員様、刑事部代表常置委員様、事務局局長様のご参加を賜りたく、宜しくお取りはからいいただきますようお願い申し上げます。

なお、開催のご案内及び議題等につきましては、後日ご連絡させていただきます。

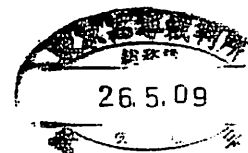
何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日 時 平成26年12月1日(月)
 協議会：午後3時から5時まで
 懇親会：午後5時から

場 所 協議会：法曹会館2階「高砂」
 懇親会：法曹会館1階「孔雀」



以上

平成26年10月8日

東京高等裁判所
総務課庶務係 御中

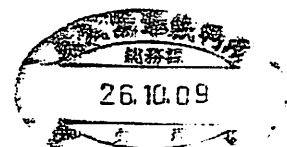
関東弁護士会連合会（担当事務局：■■■■）
〒100-0013
千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階
TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

平成26年度「法曹連絡協議会」開催のご案内の御送付

平素よりお世話になっております。

平成26年12月1日に法曹会館において開催させていただきます平成26年度法曹連絡協議会の開催のご案内をお送りさせていただきますので、お忙しい折恐縮に存じますが、お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。



関弁連発第223号
平成26年10月8日

東京高等裁判所
長官 小 池 裕 殿

関東弁護士会連合会
理事長 若 旅 一 未



平成26年度「法曹連絡協議会」の開催について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当連合会の活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

関東弁護士会連合会が主催する「法曹連絡協議会」は、昭和43年に東京高裁管内の司法事務の円滑な運営を計ることを期して発足し、以降、司法の運営全般につき、制度および運営の実体を相互に正しく認識し、且つ適正な改善を図るための情報交換ならびに率直な検討協議をすることを目的として毎年開催され、その記録は「関弁連会報」により、広く関弁連管内会員に報告しているところです。

本年度も下記日程・場所にて開催することと致しました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮でございますが、何卒ご出席くださいますようお願い申し上げます。また、協議会終了後、懇親会の用意をしておりますので、併せてご出席いただきたくご案内申し上げます。

お手数ながら、ご出席の有無を平成26年11月7日（金）までに、別紙出欠票にてご回答賜りたくお願い申し上げます。

なお、議題は現在取りまとめ中ですので、これがまとも次第、追ってご連絡申し上げます。

敬具

記

1. 協議会

日 時	平成26年12月1日（月）午後3時から
場 所	法曹会館2階「高砂」

2. 懇親会

日 時	平成26年12月1日（月）午後5時頃から （協議会終了後）
-----	----------------------------------

場 所	法曹会館1階「孔雀」
会 費	6,000円（当日、受付にて頂戴致します）

以上

平成26年11月6日

東京高等裁判所
総務課庶務係 御中

関東弁護士会連合会（担当事務局：■■■■）
〒100-0013
千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階
TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

平成26年度「法曹連絡協議会」議題の御送付

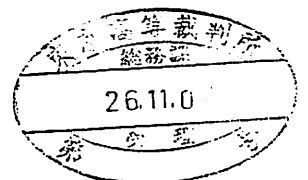
平素よりお世話になっております。

平成26年12月1日に法曹会館において開催させていただきます平成26年度法曹連絡協議会の議題をお送りさせていただきますので、お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。

なお、事務局様用に1部同封させていただきます。

また、今回お送りいたしました議題につき、ご回答いただける先生がお決まりになりましたら、予めご教示いただきたくお願い申し上げます。

お忙しい折誠に恐縮に存じますが、何卒宜しくお願い申し上げます。



関弁連発第250号
平成26年11月6日

東京高等裁判所
長官 小 池 裕 殿

関東弁護士会連合会
理事長 若 旅 一 夫



平成26年度法曹連絡協議会議題について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当連合会の活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成26年12月1日（月）に開催予定であります法曹連絡協議会の議題をお届けいたしますので、宜しくお取り計らいますようお願い申し上げます。

敬具

平成26年度 法曹連絡協議会議題

日時：平成26年12月1日（月）

場所：法曹会館2階「高砂」

第1 民事手続関係

議題1（破産・再生手続）

東京高等裁判所管内における破産事件の傾向（規模、分類など）及び運用状況、特に、東京地方裁判所本庁及び立川支部において受理されている法人及び自然人の破産・再生事件のうち、埼玉県、千葉県及び神奈川県内に本店又は住所地のある申立人に関する事件数をご教示いただきたい。

（埼玉弁護士会提出）

【提案理由】

破産・再生事件が減少傾向にある中で、東京地方裁判所をはじめとして東京高等裁判所管内の各地方裁判所の破産事件の推移がどのようになっているのか、申立件数、事件の傾向、各裁判所の運用状況の現状について把握し、当会の対応を検討するための基礎的な材料としたいので、本議題を提案した次第である。

議題2（民事執行手続等）

- 1 不動産明渡し、各種差止請求等における仮処分の執行、本執行等をする場合、不動産に債権者が立ち入ることの可否に関し、仮処分の執行、本執行の催告、断行のそれぞれの場合について、実際の運用について伺いたい。
- 2 上記の手続をする場合、執行官は、現場に臨場するが、1名の執行官で行うか、複数の執行官で行うか、予納金等はどのように定められているのか、その基準・実際の運用について伺いたい。

併せて、債務者が反社会的勢力の場合、複数対応が原則となっているのかどうかご教示いただきたい。

- 3 不動産明渡しにおいて、断行期日の延期（引渡し期限の延長）について、実際の運用として、どのような場合に、どの程度の件数が認められたのか、統計があればご教示いただきたい。

また、（1）執行官からの引渡し期限の延長許可請求の件数、（2）裁判所が許可した件数、（3）許可した事案の延長理由、（4）不許可にした件数、（5）許可した事案の理由も、併せてご教示いただきたい。

（関弁連民事介入暴力対策委員会提出）

【提案理由】

- 1 上記1について

（1）不動産の仮処分、明渡し等において、従前は、債権者（代理人を含む。

以下「債権者等」という。)が、不動産に、仮処分の執行、本執行の催告を行う時点で立ち入ることができた事案が多かったが、近時は、債務者の明確な承諾がない限り、債権者等の立入りを認めない運用をしている事案があるのではないかと話題が出ている。

不動産の明渡し等の強制執行においては、債権者等が執行場所に出頭することが求められている(民事執行法第168条第3項)ところ、不動産明渡しは、債務者の占有を解いて債権者にその占有を取得させることであるから、債権者等が一度も不動産内に立ち入ることなく執行が完了することはないと考えるが、本執行における断行はともかく、仮処分の執行、不動産明渡しの催告時点での債権者等の立入りについては、どのような見解を有しているか伺いたい。

- (2) 債権者の立入りを認めない理由としては、執行に抵抗する債務者が、債権者等が立ち入ることによって混乱を招くこと、不測の事態が発生することを回避することと推測される。この点、債務者が反社会的勢力である場合、執行に抵抗することは勿論、様々な困難が予想されるから、上記の運用に従うと、債権者等が立ち入ることができない場合が増加すると考えられる。

他方、債権者等からすれば、仮処分の執行や本執行の催告において、断行に備えて、建物内の状況を確認しているという実情があるので、その機会に建物内の状況を確認できないと、断行の具体的方法について債権者等で事前の予測が困難になり、不都合が生じることがある。そのため、債権者の立入りに関する運用の基準等があればご教示いただきたい。

- (3) また、債権者等の立入りが不可能な場合、債権者等が建物内の具体的状況を確認できない状況で、高額な執行費用を負担せざるを得ない場合が考えられる。そのように、建物内の現況を確認できない状態で、高額な費用負担をせざるを得ない債権者に対し、情報提供をするなどの配慮、検討している事項があれば、ご教示いただきたい。

2 上記2について

債務者の抵抗が予想される事案にあつては、執行官が複数名で対応することがあると考えられる。複数で対応するか否かの基準等あれば、ご教示いただきたい。債務者が反社会的勢力の場合は、複数の執行官で対応するのが原則となっているのかも、併せてご教示いただきたい。

執行官が複数で対応する場合、予納すべき執行費用は、1名の場合よりも増額せざるを得ないのか。執行費用は、どのようにして決定されるのかをご教示いただきたい。

3 上記3について

- (1) 通常、不動産明渡しの執行は、催告のあつた日から1月を経過する日を引渡し期限とし、その間に断行期日が指定されている。しかし、債務者が反社会的勢力である場合等、債務者の抵抗が予想される場合は、事前準備

に時間を要することも考えられる。また、債務者が反社会的勢力である場合には、不動産の明渡しを厳格・厳密に行い、債務者の抵抗に対する予防措置を講ずるなどの事情で、執行費用が高額化し、かつ、事前準備のため、断行期日よりも相当前から執行費用の負担（いわゆるキャンセルチャージ）が発生する傾向がある。これらの事前準備・執行費用負担の調整等のため、引渡し期限を延長し、断行を延期する必要が生じる場合もあると考えられる。

- (2) ところで、この期限の延長は、執行裁判所の許可事項とされているが、許可された具体的な事案及び統計をご教示いただきたい。併せて、不動産引渡し期限の伸張の統計等があれば、併せてご教示いただきたい。延長が許可される理由に関しては、具体的事情によることは十分承知しているが、執行費用が高額化することを理由とする場合に、その金額等の目安があれば、ご教示いただきたい。

例えば、反社会的勢力に属する人物らが居住する一軒の建物（3階建）の不動産の明渡しにおいて、債権者は執行費用として300万円程度を予測していたが、実際の見積が900万円程度となることが判明したとき、その資金調達等を理由として延長を求めた場合のその取扱い（可否）について、ご教示いただきたい。また、このような事案で、断行期日直前に、債務者が任意の明渡しに着手した場合、任意の明渡しが見込まれることを理由として引渡し期限の延長を許可することが可能なのかも、ご教示いただきたい。

債務者が反社会的勢力の場合、不測の事態に備える、後日問題となることを回避する等の事情で執行費用が高額化せざるを得ない面があること、法規を厳格に運用する必要があることは承知している。しかしながら、そのように費用が高額化し、かつ、法規の運用が硬直化することが、反社会的勢力の被害者である債権者が権利を実現する最終の局面において、心理的・経済的負担となっている実情があるので、議題として提案した次第である。

議題3（民事執行手続）

会社分割による債権承継を理由として、承継会社のために承継執行文（民事執行法第27条第1項）を付与する事務の運用に関し、下記1及び2について、ご回答いただきたい。

- 1 会社分割による債権承継を理由とする執行文付与の申立てがあった場合は、債権譲渡がなされた場合に準じて、債務者対抗要件を具備したことを証する文書を提出させることに関する裁判所の見解
- 2 「分割会社の〇〇事業に関する債権を承継会社に承継する。」との内容の会社分割契約に基づく会社分割がされたと主張された事案で、会社分割契約書が

提出された場合、そのほかに、当該申立てに係る債権が分割会社から承継会社に承継された旨の文書を確認しているか。

確認していない場合、していない理由は何か。また、今後の運用において、確認するように徹底していただけないか。

(関弁連消費者問題対策委員会提出)

【提案理由】

1 上記1について

実務上、会社分割による権利義務の承継がなされた場合には、倒産会社から承継執行文の付与申立てをした会社に会社分割による権利義務の承継がされた旨の書面のみで承継の事実があったものと認めて、承継執行文の付与がなされている事案が報告されている。その一方で、債権譲渡がなされたことを理由に承継執行文を付与する場合には、実務上、債務者対抗要件の具備を証する文書の提出を求められている。

会社分割の場合は、合併の場合とは異なるとして債権譲渡の場合と同様に別途債務者対抗要件具備の必要性を肯定する裁判例が多く存在することから、一般的な扱いとして同様の扱いが行われていないことについて疑問がある。そこで、会社分割の場合にも債務者対抗要件を具備したことを証する文書の提出を求めるのが適切と考えるが、この点に関する裁判所の見解を伺いたい。

2 上記2について

また、倒産した会社等から会社分割による権利義務の承継がなされている場合において、倒産直前に複数の会社に対して同一の事業により生じた債権を様々な形式で譲渡している場合がしばしば見受けられる。このような場合には、最終的に事業承継された会社によつての債権が承継されているとは限らないと考えられる。同様に、債権の一部については、分割会社の債権として止まる場合もあり得る。したがって、倒産した会社が有していた債務名義について承継執行文付与の申立てがある場合には、(1)果たして当該申立てに係る債権が会社分割による権利義務の承継前に分割会社から承継会社以外の会社に承継されていないか、(2)分割会社に止まる債権に含まれていないか、などについても確認されなければならないと考えられる。少なくとも倒産会社の会社分割については、様々な問題があることを念頭に「承継の事実」(民事執行法第27条)が確認されるべきではないかと考えられることから、上記2の議題を提案する次第である。

近時は、多くの一般消費者を債務者とする倒産事例も少なからず見受けられるので、慎重な認定がなされるべきではないかと考える次第である。

議題 4（損害賠償命令事件における通常訴訟への移行と手数料）

損害賠償命令事件の決定に対して被告人（相手方）が異議を申し立て、通常訴訟に移行した場合、被告人が実際に支払いをなすまで（判決言渡しまでではない。）納付を猶予する制度を導入することについて、裁判所の見解を伺いたい。

（東京弁護士会提出）

【提案理由】

損害賠償命令の申立てをした者は、訴えの提起があったものとみなされたとき（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第34条第3項）は、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項及び別表欄1の1の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めるべき手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならないと規定されている（同法第42条第3項）。

しかし、死亡事案など、手数料の額が相当程度高額となる場合があるところ、刑事被告人に資力がない場合が多く、係る損害賠償における判決が画餅になっているものと推測される。

そのような場合に、資力に乏しい遺族や重い障がいを受けた被害者に対して、高額の手数料の納付を求めることは酷であると考えられる。

そこで、手数料の納付を被告人が実際に支払いをなすまで猶予する制度を導入することが妥当であると考えるが、この点に関する裁判所を見解を伺いたく、本議題を提出した次第である。

議題 5（仲裁判断）

仲裁判断に対する執行決定手続の現在の運用状況及び今後の整備に関する裁判所の考えを伺いたい。

（東京弁護士会提出）

【提案理由】

以前、紛争解決センターの委員が、東京地方裁判所の受付及び民事部に仲裁法第46条に基づく仲裁判断に対する執行決定手続について、具体的手順を口頭で照会したところ、東京地方裁判所では近年例がないということで、具体的な説明を受けることができなかったことがあった。

しかし、当会の紛争解決センターにおいて、近年、仲裁判断は、和解の成立と比較して数は少ないものの、幾つもの事案が出ている。そのため、仲裁判断に対して執行力を得るため、執行決定手続を経る必要がある。

そこで、東京地方裁判所において、現在の仲裁判断に対する執行決定手続の運用状況を伺うとともに、今後、同決定手続について、早期に整備を図る意向があるかを伺いたい。

議題 6（裁判所での不動産鑑定の鑑定料）

賃料増減請求事件における不動産鑑定の鑑定料算出の運用状況及び現在の運用を見直す意向があるかについて伺いたい。

（東京弁護士会提出）

【提案理由】

近時、店舗賃料増減請求事件（都内の一等地ではなく裏通りの約76平方メートルの店舗、現行賃料月額39万円程度で月額1～2万円程度の増減を想定）で、賃料の鑑定申請をしたところ、公共事業に係る不動産鑑定報酬基準により約140万円の鑑定料見積書が提出され、その結果、判決を得る経済的利益がないため、当該事件を取り下げざるを得ない事案があったと聞いており、最近、このような事案が増えていると仄聞している。

従前、賃料の鑑定料は、概ね20～30万円であったと思われるところ、破産事件（少額管財事件）の予納金が20万円であることに比べて余りに高額で、裁判を受ける権利の行使を実質的に阻害しているとも考えられる。

そこで、賃料増減請求事件の鑑定料をより低額とする基準を裁判所が主導して設けることが適切であると考えるが、現在の鑑定料算出の運用状況及び運用を見直す考えがあるかどうかを伺いたい。

第2 刑事手続関係

議題 7（刑事記録閲覧謄写に関する誓約書の運用）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年5月19日法律第75号。以下「犯罪被害者保護法」という。）第3条が規定している被害者等による公判記録の閲覧謄写手続につき、同法第3条第2項を根拠として、裁判所が被害者等から「誓約書」を取り付ける運用がなされていると思われるが、その運用状況（具体的には、すべての場合に誓約書を要求しているのか、一定の事案に限って誓約書を要求するに止まっているのか、その誓約書の内容は具体的にどのような観点から決定されているのか）について伺いたい。

同運用状況によっては被害者等の権利利益の実現が阻害されるような問題が生ずる可能性があるように思われるが、その点の裁判所のご認識も併せて伺いたい。

（関弁連消費者問題対策委員会提出）

【提案理由】

犯罪被害者保護法第3条は、被害者等による公判記録の閲覧謄写を認めており、これにより、犯罪被害者等が公判記録を閲覧謄写して自己の民事請求手続に利用できるようになったことは、犯罪被害者等の権利利益保護の観点から極めて有用であると思われる。

しかしながら、同法第3条第2項は「裁判所は、前項の規定により謄写をさせる場合において、謄写した訴訟記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。」と規定し、被害者等の閲覧謄写手続に一定の制限をすることを認めている。この規定を根拠に、裁判所は、閲覧謄写を申し出た被害者等に「誓約書」の提出を求めていると聞いている。

同申出は、様々な事案でなされていると思われるが、例えば、多数被害者がいる犯罪事件において、その一部の被害者が多数被害者を代表して閲覧謄写の申出をするような場合もあり得る。これは刑事事件において、一部の被害者の一部被害額について起訴されることも通常あることから、それ以外の被害について民事手続で損害賠償請求等をする場合に、犯罪被害者保護法で認められる閲覧謄写申出者以外の被害者との関係でも利用されることが有用であると考えられる。

ところが、同申出に際し「誓約書」による利用制限を極めて厳格に指定される運用となると、犯罪被害者保護法第3条により閲覧謄写を認めた趣旨を没却することにもなりかねない。

そこで、裁判所に伺いたいのは、この誓約書はすべての場合に要求しているのか、一定の事案に限って要求しているのか等の運用状況についてである。また、誓約書の内容についてはどのような観点からどの程度の内容とするのが望ましいと考えているのか、伺いたい。

議題8（入管事件手続）

主に、退去強制事由となっている刑事事件とそれに続く入管手続について、次の下記の事項についてご教示いただきたい。

- 1 検察庁から入国管理局に、どの範囲で刑事記録が回付され、どの範囲の記録が参考にされるのか。刑事訴訟で不同意にした部分や黙秘した部分も含めて、検察庁にある記録の一切が入国管理局に引き継がれるのか。

起訴や執行猶予などの見込み情報については、どの範囲で検察庁から入国管理局に伝達がなされるのか。

- 2 刑事訴訟手続が係属していることは、いつの段階で検察庁から入国管理局に連絡がなされるのか。そもそも検察庁と入国管理局とのやり取りはどのようになされるのか。

（関弁連外国人の人権救済委員会提出）

【提案理由】

退去強制事由に該当する外国人の刑事事件において、将来の見通しや防御の方針を的確に把握し、もって、当該外国人の人権を擁護するためには、刑事事件手続から継続する入管事件手続に至る内部手続の詳細を弁護人が理解している必要がある。例えば、特に不同意にした書面を事実上入国管理局で把握するようなことができるとするならば、反対尋問権も保証されないまま、主任審査官の心証に影響することが予想されるので、代理人としてはそれを考慮しつつ、意見書等を

作成する必要が生ずるし、手続の適正を図るための措置も必要となる。また、外国人の刑事事件の弁護人としては、刑事手続において、刑事事件後の事態の推移を想定した上で、刑事事件の防御活動を行うことが望ましく、そのためには刑事事件後の手続を正確に理解している必要があると考えるので本議題を提出した次第である。

議題9（国選付添人の対象事件）

1 今般、国選付添人の対象事件が拡大されたところ、対象事件拡大後の国選付添人の選任状況に関する以下の事項について、東京高等裁判所管内の各家庭裁判所は、支部を含めて下記の統計をとっているかを伺いたい。

（1）本庁及び各支部別の国選付添人対象事件の送致件数

（2）送致事件の罪名別内訳

（3）上記（2）のうち、捜査段階で被疑者国選弁護人が選任されていた件数

（4）被疑者国選弁護人が国選付添人に選任された件数

（5）被疑者国選弁護人以外の弁護士が国選付添人に選任された件数

（6）被疑者国選弁護人が私選付添人となった件数

（7）被疑者国選弁護人以外の弁護士が私選付添人となった件数

2 各家庭裁判所において、上記の国選付添人の選任状況についての統計がとられている場合、東京高等裁判所を介する等の方法で統計結果を弁護士会へ開示することは可能か。

3 東京高等裁判所管内の家庭裁判所において、国選付添人の選任に関する基準はあるのか。

国選付添人の選任に際して、各裁判官が一般的に重視する事情等があれば、ご教示いただきたい。

（茨城県弁護士会提出）

【提案理由】

茨城県弁護士会では、国選付添人対象拡大後、家庭裁判所における国選付添人選任の運用状況を把握するため、少年事件を受任した会員に対し、国選付添人選任の有無等を尋ねるアンケートを実施するなどして調査を行っている。

その結果、以下のような事案があった。

- ・ 被疑者国選弁護から担当していた弁護士が、被害者と示談交渉中であつたが、国選付添人に選任されなかった。
- ・ 母親に対して頭部骨折の重傷を負わせたという、新聞等での報道もなされた重大な傷害事件について、国選付添人が選任されなかった。
- ・ 少年院仮退院中（付保護観察）の少年が、万引きを行ったという事案で、少年院送致の可能性が高かったにもかかわらず、国選付添人が選任されなかった。なお、この少年については自宅での試験観察となり、裁判所より、付

添人において定期的に少年の生活状況の聴取等に協力するよう求められた。

- ・ 共犯者とともに原動機付自転車を窃取したという少年について、追送致が4件も予定されており、かつ、知的障害の可能性があるなどの事情があったにもかかわらず、国選付添人が選任されなかった。

上記は、国選付添人が選任されなかった事案の一部であり、他にも、国選付添人の選任が必要と考えられるにもかかわらず、不選任となった事案が報告されている。

当会内における国選付添人の選任率を高めるために、東京高等裁判所管内の各家庭裁判所における選任件数、選任率を把握する必要がある。

また、少年事件担当の裁判官が国選付添人選任に際して、重視すべき事情等があれば、係る事情の存否を各弁護士から裁判官に伝達する方策を検討するなどし、国選付添人の選任率につき向上を図りたい。

そこで、本議題を提案する次第である。

第3 行政手続関係

議題10（退去強制令書の発付処分等取消請求訴訟）

東京地方裁判所行政部に係属する退去強制令書発付処分等取消請求訴訟における、以下の件数についてご教示いただきたい。

- 1 平成21年から平成25年において（又は平成21年度から平成25年度において）、上記類型訴訟中、原告側が原告本人尋問を求めた証拠申出件数
 - 2 上記証拠申出のうち、実際に原告本人尋問が実施された件数
 - 3 上記証拠申出のうち、本人尋問の申出が却下された件数
 - 4 上記証拠申出のうち、本人尋問の申出が取り下げられた件数
- （上記1から4までは、年別件数又は年度別件数を示されたい。）

（関弁連外国人の人権救済委員会提出）

【提案理由】

退去強制令書発付処分等取消請求訴訟における判決内容が、直接、原告及びその家族の生涯を大きく左右し、原告（ら）が帰国することの不利益に関する主張が、原被告の間で真っ向から対立していることが殆どである。

そして、本人が法廷において、直接、自らの状況を主張し、証明する機会としての本人尋問が、その申出がなされているにもかかわらず、実現しない事案が、ままあるとの情報がある。

そこで、その実情を把握するため、上記1から4までの件数を年別又は年度別にご教示いただきたい。

議題11（退去強制令書の執行停止申立事件）

東京地方裁判所における退去強制令書の執行停止申立請求事件に関して、以下の件数をご教示いただきたい。

- 1 平成21年から平成25年における（又は、平成21年度から平成25年度における）申立件数
- 2 上記1のうち収容部分について執行停止が認容された件数
- 3 上記1のうち送還部分について執行停止が認容された件数
- 4 上記1のうち全面却下された件数
- 5 全面却下された件数のうち、本案判決と同時に決定がされた件数
- 6 取り下げられた件数

（1から6までは、年別件数又は年度別件数を示されたい。）

（関弁連外国人の人権救済委員会・東京弁護士会提出）

【提案理由】

（関弁連外国人の人権救済委員会）

裁判所が、退去強制令書の執行停止申立てに対し、その決定を、本案判決時まで約1年近くもしない事案が最近増えており、せめて訴訟期間中は原告の収容を解き、又はその地位を安定させることをもって、原告が安心して本案訴訟に臨むことのできる物理的・精神的環境を整備するとの、執行停止申立制度の趣旨が実現されない状況が広がっていると考えられる。

さらに、書記官を通じて、代理人弁護士に対し、執行停止申立ての（部分的な）取下げを勧める事案もあるとの情報がある。

このような事態が仮にあるとすれば、「執行停止」を申し立てる意味自体、執行停止申立制度の意義自体が希薄化してしまうとの懸念があるため、上記1から6までの件数を、年別又は年度別にご教示いただきたい。

（東京弁護士会）

近年、仮放免中の外国人について退去強制令書の執行停止申立を行った際に、送還部分についても、重大な損害を避けるための「緊急の必要性」はないとして、送還部分の執行停止が認められず、又は、取下げを勧告されたり、本案の判決がされるまで執行停止決定がされない事案があるとの情報が寄せられている。

しかし、仮放免の延長が認められずに収容され、執行停止申立てをする暇もなく直ちに国費送還されることも想定されることから、少なくとも何ら判断も示さないで取下げ勧告をしたり、又は本案訴訟の判決まで執行停止決定をしないというのは、仮の救済制度である執行停止制度の趣旨を没却するものと考えられる。

そこで、実情を把握するため、上記1から6までのデータをご教示いただきたい。

第4 地域司法関係

1 労働審判手続関係

議題12-1（長野地方裁判所支部における労働審判手続）

長野地方裁判所各支部において労働審判手続の取扱いを可能とすること、特に長野地方裁判所松本支部における労働審判手続の取扱いに関し、裁判所の意向を伺いたい。

（長野県弁護士会提出）

【提案理由】

現在、長野県では、長野地方裁判所本庁においてのみ労働審判が実施されているが、東西南北に広く広大な面積を有する長野県においては、特に長野県の南端に位置する飯田市等の下伊那地域から長野地方裁判所本庁に出頭するためには片道4時間程度の時間を要することから、かかる移動時間やこれに伴う経済的負担から、依頼者が労働審判の申立てを断念してしまうという事態が生じているのが実情である。

住民に対する司法サービスの提供は、すべての住民に平等に保障されなければならないところ、上記の事情から、長野県においては、事実上、居住する地域間で格差が生じており、これは住民の裁判を受ける権利を実質的に侵害していると言っても過言ではない。

このような状況下にあることから、長野県においては、すでに長野県議会及中南信地域のすべての市長村（松本広域連合議会、木曽郡町村会を含む。）において、支部での労働審判の開設を求める意見書を採択し、平成25年11月2日、松本市において開催された弁護士会支部サミットにおいて、全国の支部の弁護士や多数の長野県民等の出席者の総意のもと、松本支部において労働審判の早期開設を求める松本宣言も採択されており、各支部において労働審判手続の取扱いが開始されることは、長野県民の切実なる悲願である。

司法の役割がますます重要となっている今日において、「地域の隅々まで法の支配を実現する」といった司法改革の理念を実現するうえでは、各支部において労働審判の取扱いをするのが適切と思料するところである。少なくとも、長野県の中心に位置する松本支部において、早急に取扱いを開始することは必須と言える。

上記議題は、長野県弁護士会より、昨年度も議題として提案させていただいたところであるが、上記の趣旨から裁判所に積極的かつ意欲的な改善施策をしていただきたく、再度、議題として提案させていただく次第である。

議題12-2（東京地方裁判所立川支部等における労働審判事件に關与する裁判官数）

労働審判事件に關する次の諸点について、伺いたい。

- 1 東京高等裁判所管内の各地方裁判所本庁において、労働審判事件を取り扱うこととされている裁判官の人数（例えば、東京地方裁判所本庁であれば、労働事件専門部における裁判官のうち、労働審判において審判官となるべき者の人数）
- 2 東京地方裁判所立川支部において、労働審判事件を取り扱うこととされている裁判官の人数（当方では、民事第4部所属の裁判官2名と認識している。）
- 3 上記担当裁判官が現実に審判官となって担当した労働審判事件の件数、その年度毎の比率
- 4 上記3において、1名の裁判官がほぼ全件を取り扱うような状況がある場合においては、複数の裁判官が担当することがより適切と考えるが、係る点に關し、裁判所はどのような認識をされているかを伺いたい。

（東京弁護士会提出）

【提案理由】

東京地方裁判所立川支部における労働審判事件について、1名の裁判官がほぼ全件を取り扱っていると聞いているが、労働審判事件においては、複数の裁判官が担当することが、運用を適切に行い、また、ノウハウを共有化することが可能となるという観点から望ましいと考えられる。

他方、1名の裁判官が労働審判事件を取り扱うことは、裁判所ひいては労働審判制度に対する信頼維持という観点からも好ましくないと考えられる。

そこで、上記1から3までについて伺うとともに、上記4について裁判所の見解を伺いたい。

議題12-3（東京高等裁判所管内における各地方裁判所支部の労働審判事件の取扱い）

昨年度以降の東京高等裁判所管内における各地方裁判所支部（長野地方裁判所各支部、東京地方裁判所立川支部を除く。）の労働審判手続の取扱いに向けた裁判所の取組みについて、ご教示いただきたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

【提案理由】

労働審判手続は、労働紛争を簡易迅速に解決するための有効な手続であるが、その取扱いは、東京高等裁判所管内においては、各裁判所本庁及び立川支部に限られている。

ところが、東京高等裁判所管内をみても、とりわけ静岡県、長野県、新潟県など面積が広い地域においては、労働審判手続を利用するために費用と時間を要するために、これが紛争解決に有効な手続であるにもかかわらず、その利用を断念せざるを得ない事態も生じている。

かかる事態は、裁判を受ける権利（憲法第32条）を実質的に侵害するもので

あり、等しく司法的救済を受けるといった平等原則にも反するものである。

そこで、昨年度以降の東京高等裁判所管内における地方裁判所支部のうち、長野地方裁判所支部（上記議題１２－１）及び東京地方裁判所立川支部（同１２－２）を除く支部での労働審判手続の取扱いに向けた裁判所の取組全般、特に、静岡県、新潟県についてご教示いただきたい。

なお、当委員会は、裁判所が具体的な改善施策を実施されるよう、強く望むものである。

２ 合議関係

議題13（横浜地方裁判所相模原支部）

横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを伺いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

【提案理由】

１ 民事・刑事の合議事件を取り扱っていない横浜地裁相模原支部の管轄人口は、平成２６年９月１日現在で８５万２５５０人を抱えているが、合議事件を扱い、かつ、裁判員裁判を行っている地方裁判所本庁のうち、相模原支部よりも管内人口が少ないのは２５庁もある。また、神奈川県内においても相模原支部よりも管内人口が少ない横須賀支部（管内人口５４万４１７０人。平成２６年９月１日現在）においては、合議事件を取り扱っている。

また、相模原支部における２０１２年の第一審通常訴訟新受件数は５８９件で、これよりも新受件数の少ない全国の地方裁判所本庁は１９庁もある。刑事事件においても同年の新受件数も３０１件あるにもかかわらず、これよりも少ない全国の地方裁判所本庁は１１庁もある。神奈川県内においても横須賀支部における同年の民事新受件数は４２０件であり、相模原支部の新受件数を下回っている。

さらに、相模原支部には現在５名の裁判官が配置され、この人数は横須賀支部と同じである。法廷も６法廷（ラウンドテーブル法廷も含む。）あり、横浜弁護士会の相模原支部会員も６９名おり、人的・物的設備の点からも既に合議事件を取り扱うに足る司法基盤は整っている。

相模原支部から横浜本庁までの距離は約２７．７キロメートルであり、移動所要時間は約１時間２０分を要する。他方、合議事件を取り扱っている神奈川県内の横須賀支部では、同庁から横浜本庁までの距離は１８．７キロメートルで、移動所要時間は５２分である。

したがって、全国的及び神奈川県内いずれから見ても、相模原支部管内の県民の司法アクセスに支障が生じていることは明白である。

- 2 相模原市においては、2002年ころから、市民集会等が継続して行われており、これまでに、相模原支部で合議事件を取り扱うことを求める相模原市長声明、相模原市議会の請願採択、座間市長声明、座間市議会の請願採択がなされ、2011年9月30日には、関弁連の定期大会において、相模原支部において合議事件が取り扱えるよう求める決議をしている。

さらに、2012年9月には、相模原市長から横浜地方裁判所及び最高裁判所に対し、相模原支部における合議による裁判の実施について要望書が提出され、同年11月15日、横浜弁護士会は、同趣旨の会長声明を、2013年3月18日、横浜弁護士会会長等が横浜地方裁判所に赴き同趣旨の要請をしている。

- 3 このように事件数、距離、移動所要時間、人的・物的設備、市民運動等さまざまな視点からみても、相模原支部において合議事件を取り扱うことに支障がないと考えるが、合議制を実現できない具体的な障害がどこにあるのかも併せて伺いたい。

3 簡易裁判所・地家裁出張所・分室関係

議題14（神奈川県における家庭裁判所出張所の併設、簡易裁判所の新設）

横浜弁護士会が、昨年作成した「神奈川司法計画2013－横浜家庭裁判所の抜本的充実を目指して」において、「藤沢簡易裁判所、平塚簡易裁判所及び厚木簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、また、横浜市北部及び川崎市北部にも家庭裁判所出張所と簡易裁判所を新設すべきである。」と提案しているところであるが、係る提案について裁判所のご見解を伺いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

【提案理由】

横浜家庭裁判所の家事事件数が増大し、本庁支部ともにきわめて繁忙となっている。

別館の調停待合室は座りきれない状態であるし、支部でも事件数が多い。神奈川県は、東京23区の人口や大阪府の人口を上回っており、今後も、神奈川県における家事事件の増加が見込まれている。成年後見事件の件数も増加している。

横浜弁護士会が県下の自治体の無料法律相談の分野別の資料の提供を呼びかけて調査したところ、親族・相続案件の相談が相談件数全体の43パーセントを占めてトップであった。横浜弁護士会では、2005年から県下の市町村を訪問し、各議会の議員と懇談を重ねてきたが、その場で、独立簡裁を抱える自治体の議員から「家事事件を簡易裁判所で取り扱わないのはなぜか。」との質問を受け、同趣旨の事柄は、別の自治体の議員からも指摘されているところである。

地域に暮らす市民から見ると、簡易裁判所に行っても家事事件を扱ってくれないことが不満であり、民事と家事は別事件であるという司法の常識が批判にさらされている。

神奈川県内には簡易裁判所は11箇所あるのに比べ、家庭裁判所は5箇所しかない。神奈川県民の司法需要に応えるには、これでは不足というほかはない。

こうした実情から、横浜弁護士会は、11年ぶりに改訂した「神奈川司法計画2013」において、横浜家庭裁判所の抜本的充実を打ち出し、具体的には、同県内に5箇所の家庭裁判所出張所の新設を提案した（横浜市、川崎市北部には簡易裁判所の新設も提案している。）。裁判所予算に関係する話であることは承知しているが、神奈川県民の期待に応える家庭裁判所の機能を充実させることは、同県民の司法に対する信頼を強めることになることは明らかであると考えことから、この点に関する裁判所の見解を伺うとともに、この議題を前向きに受け止めて、予算要求に盛り込んでいただきたく、切望する次第である。

議題15（千葉県における地家裁支部の新設）

市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の管轄区域に地家裁支部を新設するのが妥当と考えるが、この点に関する裁判所の見解及び検討状況について伺いたい。

（千葉県弁護士会・関弁連地域司法充実推進委員会提出）

【提案理由】

（千葉県弁護士会）

現在、船橋市、市川市、浦安市の3市の管内の人口は約125万人に上るものの、同管内には地方裁判所及び家庭裁判所の支部がなく、取り扱える事件数が相当限定される簡易裁判所及び家庭裁判所出張所（市川簡易裁判所及び千葉家庭裁判所市川出張所）しかない状況である。このため、訴額が140万円を超える民事訴訟事件や民事執行事件、保全事件、破産・再生事件などは、千葉地方裁判所本庁に申立てを行う必要があり、また、人事訴訟事件、少年保護事件なども千葉家庭裁判所本庁で審理されている。

さらに、市川簡易裁判所・千葉家庭裁判所市川出張所の現状をみても、既存の庁舎の待合室や法廷が明らかに不足しており、家事事件の事件数は本庁や同管内と同程度の人口をカバーする松戸支部に匹敵するほど多いにもかかわらず、千葉家庭裁判所市川出張所に常駐の裁判官がいないため事件処理の遅滞が生じているなど、市民の利用にとって種々の問題が生じている。

そこで、この点に関する裁判所の見解、特に、船橋市、市川市及び浦安市の管内に支部を設置することの必要性、同管内の市民が受ける不利益についてどのように考えているか、ご見解を伺いたい。

なお、昨年、法曹連絡協議会においても同趣旨の議題が提出されているが、それ以後の議論の進展状況及び最高裁判所の見解についても併せてお教えいただき

たい。また、市川簡易裁判所・千葉家庭裁判所市川出張所の事件処理体制に関する改善の要否についてもご見解を伺いたい。また、将来的に改善の予定があるとすれば、その概要についてお教えいただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会)

市川簡易裁判所、千葉家庭裁判所市川出張所の管轄区域は、千葉縣市川市、船橋市、浦安市であり、この地域は東京都のベッドタウンとして人口が急増し、管内人口は125万人を超えている。

市川簡易裁判所が扱う通常民事訴訟の新受件数、千葉家庭裁判所市川出張所の家事調停事件の新受件数は、同じ人口急増地域である松戸簡易裁判所、千葉家庭裁判所松戸支部にほぼ匹敵している。この地域に事務所を置く弁護士数は増加しており、潜在的司法需要は極めて大きい。

ところが、上記管轄区域には、以前から相当長期間にわたり千葉家庭裁判所市川出張所及び市川簡易裁判所しかなく、市民の司法的需要に応えていないと思料される。

そこで、市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の管内に支部を設置することが妥当と考えるが、裁判所のご見解を伺いたい。

なお、2014年9月20日付全司法新聞（第2202号）によれば、最高裁判所が提出した2015年度概算要求において、市川簡易裁判所を増築（事件増に対応するため既存の2階建て庁舎を取り壊し3階建て庁舎を増築）することが要求として掲げられてとのことであるが、この点に関する詳細についてご存じであればご教示いただきたい。また、市川簡易裁判所を増築することにより、簡易裁判所及び家庭裁判所出張所から地家裁支部に格上げすることに関しても検討しているのか、又は、検討の予定はあるのかも併せて伺いたい。

議題16（東京簡易裁判所墨田庁舎における家庭裁判所出張所の新設）

東京簡易裁判所墨田庁舎に家庭裁判所出張所を新設すべきであると考え、この点に関する裁判所の見解を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【提案理由】

現在、東京簡易裁判所における事務の一部は、東京都墨田区にある同裁判所墨田庁舎において行われている。

他方で、東京家庭裁判所本庁の事務は、全て東京都千代田区霞が関の庁舎において行われている。

近年、離婚、遺産分割、成年後見等、家事事件の事件数が増加傾向にあり、東京家庭裁判所の調停待合室は事件関係者で入りきれないことがしばしば見受けられる。

そこで、東京簡易裁判所墨田庁舎に東京家庭裁判所の出張所を設け、同所において東京23区東部地域の事件を担当させることを検討することが適切と考える

が、この点に関する裁判所の見解を伺いたい。

議題17（東京高等・地方裁判所中目黒分室（仮称）の新設）

東京高等・地方裁判所中目黒分室（仮称）の新設に関する報道があるが、この点に関する裁判所の見解を伺いたい。また、係る分室や裁判所の一部移転に関して裁判所の有している情報を提供されたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会・東京弁護士会提出）

【提案理由】

（関弁連地域司法充実推進委員会）

最近の新聞報道によれば、2021年の開設を目指して「ビジネス訴訟」を専門にした裁判所（東京高等裁判所・東京地方裁判所中目黒分室：仮称）を東京都目黒区に新設する予定とのことである（平成26年9月16日朝日新聞夕刊）。

この新聞報道の内容のとおり裁判所分室が新設される場合、管轄する事件の種類、配置される裁判官の数等、現時点で判明している具体的な情報をご教示いただきたい。

（東京弁護士会）

現在、簡易裁判所の調停のすべてが錦糸町で、執行部は中目黒で、さらに、今後、ビジネス専門裁判所を中目黒に新設するとの報道がなされているが、裁判所が分散しているのは、利用者から見て極めて不便であり、霞ヶ関に集中するのが適切と考えている。

旧家庭裁判所があった場所に、高層ビルを建築するなどすれば、裁判所の集中は可能であり、是非とも検討していただきたいと考えている。

また、東京地方裁判所破産再生部の移転など重要事項については、十分な告知期間を設けて弁護士会へ連絡をしていただきたい。

4 本庁化、裁判官常駐関係

議題18（東京地家裁立川支部の本庁化）

東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部は、独立した地家裁本庁とするのが妥当と考えるが、この点に関するここ1年間における裁判所の議論及び取組状況について伺いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

【提案理由】

- 1 東京地方裁判所立川支部・東京家庭裁判所立川支部が、管内人口や事件数で全国の地家裁本庁を含めて有数の裁判所であり、裁判員裁判、労働審判、司法修習等の面で、本庁並みの機能を果たしている。また、平成19年から同21年にかけて、東京都議会及び多摩地域30の市町村議会において、全

て本庁化を求める決議が採択され、本年度は、多摩地区の多くの商工会議所が同様の決議を相次いで採択するなど、本庁化を求める地域の声は相当程度強まっている。

東京三弁護士会においても、東京地家裁立川支部の本庁化の推進を目的とする協議会を設置し、裁判所が本庁化された場合、速やかに多摩に独立した弁護士会を設立するための準備を進めている。

- 2 その地域に相応しい裁判所の規模・機能を持つことは、立法政策に委ねられるものではなく、その地域住民の権利というべきものであり、裁判所を始めとする国の責務と言わなければならない。巨大な支部が支部のままであることによる地域住民の不利益は、法制上、行政事件や簡裁控訴事件が取り扱えないということにあるが、それだけではなく、人事権を始めとする司法行政の権限が支部にはないことから、例えば、裁判官の人的配置においても大きな不利益を蒙っているのではないかという懸念がある。

東京三弁護士会多摩支部地域司法計画策定委員会の調査では、平成24年度の裁判官1人あたりの人口は、東京地裁本庁が約2万6000人であるのに対し、東京地裁立川支部は約14万3000人と、5.5倍にも及んでいる。また、家事事件においては、東京家裁立川支部の事件数は、全国の本庁、支部を含めた順位で例年第4位を占め、かつ、年々増加の一途を辿っているものの、裁判官、職員の増員は微増にとどまり、その繁忙ぶりは著しい状況が続いている。

- 3 このような不合理を解消するために、一刻も早い東京地家裁立川支部の本庁化が望まれる。本法曹連絡協議会では、繰り返し議題として提出してきたものであるが、この1年間に本課題について、裁判所部内において、どのような議論と取り組みがなされているのかを伺いたい。

議題19（さいたま地方裁判所等における裁判官の常駐）

東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生支部、静岡地方裁判所・静岡家庭裁判所掛川支部には裁判官が常駐していない。

これらの裁判所において裁判官を常駐させていないことに関する裁判所の見解及び昨年の本協議会開催以降の裁判官非常駐支部に関する体制の変化等があれば、伺いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

【提案理由】

上記各支部は、裁判官が非常駐であることから、民事家事事件を扱う一方、刑事事件を扱わなかったり（千葉地方裁判所佐原支部）、身柄の刑事事件を扱わなかったり（水戸地方裁判所麻生支部）、少年事件や執行事件を扱っていない（上記6

支部) など、通常の地方裁判所・家庭裁判所の機能を果たし得ていない。

こうした事態は、裁判を受ける権利(憲法第32条)や法の下の平等(憲法第14条)を保障する日本国憲法が予定する司法の姿とはいえない。

なかでも、比較的事件数の多い水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所の各麻生支部及び静岡地方裁判所・静岡家庭裁判所の各掛川支部においては、週4日、本庁から裁判官が出向いて事件を担当しているのが実状である。

昨年の法曹連絡協議会においても同様の議題が提出され、その際、東京高等裁判所からは、家事事件処理の充実等のために裁判官が出向く日を増やした旨の説明がなされたが、そうであれば、端的に裁判官を常駐させるのが適当と考えられる。

また、昨年の法曹連絡協議会では、重ねて、引き続き各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、適切に最高裁判所にも情報提供していきたいと考えている旨の回答もなされている。この点について、東京高等裁判所管内の裁判官非常駐支部における昨年度以降の体制の変化など具体例(裁判官の出廷日の増加等)があれば、ご教示いただきたい。

第5 家事手続関係

議題20(家庭裁判所における家事調停委員の選任方法等)

家庭裁判所の調停委員に関して、下記の1から5までの事項について伺いたい。

- 1 調停委員の選任方法、出身母体、その人数比
- 2 調停委員に対する研修方法、研修時間、研修内容(手続、法律知識等)
- 3 調停委員に対する評価(成績)の有無、評価制度がなければ取り入れることの可否(調停終了時の無記名アンケート等)
- 4 調停委員が当事者に対し、威圧的、侮辱的な発言を行うことが稀にあることを聞き及ぶところ、裁判所は、係る事態を把握しているのか。係る事案を把握しているとすれば、そのことに対して何らかの指導をしているか。
- 5 稀に、前回までの事案の把握をしておらず、毎回のように事案を最初から説明し直すことが必要な調停委員がいると聞いているが、勤務時間など工夫するなど、家庭裁判所として何らかの改善を行う意向があるか伺いたい。

(東京弁護士会提出)

【提案理由】

家事調停事件において、調停委員が当事者に対し、威圧的、侮辱的な発言をしたり(例えば、自己主張をするのが苦手なDV被害者に対して「そういう態度だから被害を受けるんだ。」などと発言する、当事者を怒鳴るなど)、法的知識が不足したり(例えば、代理人なしの調停で誤った法律知識を押しつける。)していることを聞いているが、係る調停委員に対して、裁判所が指導をしてい

るというようなことは寡聞にして聞かない。また、調停委員の中には、前回までの事案を把握しておらず、毎回のように入事案を最初から説明し直すことが必要な調停委員がいるとも聞いている。

そこで、調停委員の実態を把握すべく、1から5までの事項を伺いたい。また、上記のような調停委員が存在する場合、裁判所としても何らかの対応をすべきであると考えてるので、3につき評価制度の導入及び5につき改善を要望したい。

議題21（民事・家事調停期日における司法修習生の立会い）

民事調停期日又は家事調停期日において、指導担当弁護士が調停委員である場合の司法修習生の立会いに関する取扱いについて、裁判所の見解を伺いたい。

（東京弁護士会提出）

【提案理由】

平成25年度の法曹連絡協議会議題2において、家事調停手続・民事調停手続に関し、指導担当弁護士が調停委員である場合の司法修習生の立会いも弁護実務修習での指導内容に含まれるとの回答がなされているところ、先般、東京簡易裁判所において調停委員としての弁護士に同行した司法修習生が民事調停手続に立ち会うことが認められなかった事案があったと聞いている。

そこで、係る事案に関する裁判所の見解を伺う次第である。

議題22（家庭裁判所における調停期日の指定）

家庭裁判所において、調停委員のみで調停期日を指定することに対する裁判所の見解を伺いたい。

（東京弁護士会提出）

【提案理由】

調停の成立がまだ見込まれず、調停手続がさらに継続すると想定される事案においても、担当裁判官が休暇中などの理由のみで、調停期日が相当先に指定されることが散見される。臨機応変に、調停委員のみで調停期日を定められるようにするのが適切と考えるが、その点に関する裁判所の見解を伺いたい。

以上

平成26年11月25日

東京高等裁判所
総務課庶務係 御中

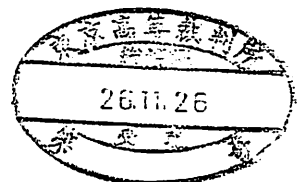
関東弁護士会連合会（担当事務局：■■■■）
〒100-0013
千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階
TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

平成26年度「法曹連絡協議会」懇親会に関するお願い

平素よりお世話になっております。

平成26年12月1日に法曹会館において開催させていただきます平成26年度法曹連絡協議会終了後の懇親会につき、貴裁判所の小池長官からご挨拶を頂戴いたしたく、別紙のとおりお願いをお送り申しあげますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

お忙しい折恐縮に存じますが、何卒宜しくお願い申し上げます。



関弁連発第264号
平成26年11月25日

東京高等裁判所

長官 小 池 裕 様

関東弁護士会連合会

理事長 若 旅 一 夫



平成26年度法曹連絡協議会 ご挨拶のお願い

拝啓 晩秋の候、ますますご健勝の段お慶び申し上げます。

日頃より、当連合会の活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成26年12月1日(月)に開催予定であります法曹連絡協議会につきましては、ご出席のご返答を賜り誠にありがとうございます。

同協議会後の懇親会におきまして、貴職よりご挨拶を頂戴いたしたくお願い申し上げます。ご参考までに、懇親会次第案をお送り申し上げます。

何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

平成26年度 法曹連絡協議会 次第

日 時 平成26年12月1日(月) 午後3時から
場 所 法曹会館2階「高砂」

開会の辞 関東弁護士会連合会 副理事長 土 井 隆

挨拶 関東弁護士会連合会 理事長 若 旅 一 夫

協 議 別紙議題のとおり

(進 行) 関東弁護士会連合会 副理事長 土 井 隆

閉会の辞 関東弁護士会連合会 常務理事 蒲 田 孝 代
(千葉県弁護士会会長)

平成26年度 法曹連絡協議会 出席者名簿

1. 裁判所

東京高等裁判所	官 長 民事部代表常置委員 刑事部代表常置委員 事務局 長	小 池 裕 加 藤 新太郎 村 瀬 均 渡 部 勇 次	殿 殿 殿 殿
知的財産高等裁判所	所 長	設 樂 隆 一	殿
東京地方裁判所	所 長 民事部 所長代行 民事部 所長代行 刑事部 所長代行 刑事部 所長代行 所 長 代 行	荒 井 勉 白 井 幸夫 八 木 一 洋 合 田 悦三 若 園 敦 雄 足 立 哲	殿 殿 殿 殿 殿 殿
東京家庭裁判所	所 長 家事部 所長代行 少年部 所長代行	貝阿彌 誠 森 邦 明 鹿 野 伸 二	殿 殿 殿

2. 検 察 庁

東京高等検察庁	検 事 長 次 席 検 事	渡 辺 恵 一 堺 徹	殿 殿
東京地方検察庁	検 事 正 次 席 検 事	青 沼 隆 之 中 原 亮 一	殿 殿

3. 弁護士会関係

① 関東弁護士会連合会

理事長	若旅一夫	(東京)	副理事長	土井隆	(第二)
常務理事	高正中彦	(東京)	常務理事	杉山功郎	(東京)
〃	大森夏織	(東京)	〃	松神純一	(東京)
〃	山崎健	(東京)	〃	棚橋明蔵	(第一)
〃	外井浩志	(第一)	〃	番大倉	(第一)
〃	山田秀雄	(第二)	〃	後藤直	(埼玉)
〃	小野毅	(横浜)	〃	足立樹	(茨城)
〃	蒲田孝代	(千葉)	〃	小野正	(群馬)
〃	田中真	(栃木)	〃	小泉一	(山梨)
〃	小長谷保	(静岡)	〃	小菊陽	(新潟)
〃	田下佳代	(長野)	理事	尾地池	(埼玉)
理事	岩田武司	(横浜)	〃	福田誠	(茨城)
〃	鶴見泰	(千葉)	〃	関本喜	(群馬)
〃	若狭昌稔	(栃木)	〃	中村文	(山梨)
〃	梅田欣一	(静岡)	〃		(新潟)
〃	中村威彦	(長野)			

② 管内弁護士会

東京弁護士会

会長	高正中彦	副会長	船木秀信
副会長	柴垣明彦	〃	彦坂浩一
〃	松田純一		
〃	富永忠祐		

第一東京弁護士会

会長	神田洋明	副会長	比佐守男
副会長	嶋田貴文	〃	高下謹彦
〃	棚橋栄蔵	〃	櫻井喜久司
〃	井上裕明		

第二東京弁護士会

会長	山田秀雄	副会長	武田仁
副会長	井上寛	〃	杉山真一
〃	番敦子	〃	小川恵司
〃	高橋謙治		

横浜弁護士会

会長	小野毅	副会長	岩田武司
副会長	武内大徳	〃	古田玄
〃	吉川知恵子		

埼玉弁護士会

会長 大 倉 浩

副会長 菊 地 陽 一

千葉県弁護士会

会長 蒲 田 孝 代

副会長 大 塚 功

副会長 榎 本 初 雄

〃 鶴 見 泰

茨城県弁護士会

会長 後 藤 直 樹

副会長 尾 池 誠 司

副会長 谷 田 部 亘

栃木県弁護士会

会長 田 中 真

副会長 稲 葉 幸 嗣

〃 菊 田 毅

副会長 若 狭 昌 稔

〃 亀 岡 弘 敬

群馬弁護士会

会長 足 立 進

副会長 三 角 俊 文

副会長 福 田 寿 男

〃 鈴 木 洋 一

静岡県弁護士会

会長 小長谷 保

副会長 伊豆田 悦 義

〃 森 本 耕 太 郎

幹事長 相 良 優 太

副会長 梅 田 欣 一

〃 山 本 正 幸

幹事長 山 松 田 康 太 郎

〃 剣 持 友 浩

山梨県弁護士会

会長 小 野 正 毅

副会長 深 澤 勲

副会長 關 本 喜 文

〃 八 巻 佐 知 子

長野県弁護士会

会長 田 下 佳 代

副会長 青 木 寛 文

副会長 中 村 威 彦

〃 五 味 弘 行

新潟県弁護士会

会長 小 泉 一 樹

副会長 中 村 崇

③ 関係連委員会代表者

民事介入暴力対策委員会

//

消費者問題対策委員会

//

外国人の人権救済委員会

//

地域司法充実推進委員会

//

//

委員長	吉澤俊一	(埼玉)
副委員長	青山隆治	(埼玉)
委員長	拝師徳彦	(千葉県)
副委員長	五十嵐潤	(第二)
委員長	駒井知会	(東京)
副委員長	渡邊祐樹	(埼玉)
委員長	澤田仁史	(千葉県)
副委員長	大谷豊	(横浜)
委員	細田はづき	(茨城県)

東京地方検察庁 中根 亮一 殿	東京家庭裁判所 貝阿彌 健 殿	東京家庭裁判所 森部 邦明 殿	東京家庭裁判所 少年部 裁判官 二 殿
--------------------	--------------------	--------------------	------------------------

速記者席

千葉県弁護士会 前田 孝代 会長	茨城県弁護士会 後藤 藤直 会長	栃木県弁護士会 田中 真 会長	群馬県弁護士会 足立 進 会長	静岡県弁護士会 小長谷 保 会長	山梨県弁護士会 小野 正毅 会長	長野県弁護士会 田下 佐代 会長	新潟県弁護士会 小嶋 泉一 会長	新潟県弁護士会 中村 崇 会長
---------------------	---------------------	--------------------	--------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	--------------------

千葉県弁護士会 大会長 功	茨城県弁護士会 谷田部 亘 会長	栃木県弁護士会 尾城 誠司 会長	群馬県弁護士会 杉本 昌徳 会長	静岡県弁護士会 榎田 寿男 会長	山梨県弁護士会 梅田 欣一 会長	長野県弁護士会 山梨 本喜文 会長	新潟県弁護士会 五島 弘行 会長	新潟県弁護士会 長野 五島 会長	新潟県弁護士会 長野 五島 会長
------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	---------------------	---------------------	---------------------

群馬県弁護士会 三 角 俊文 会長	群馬県弁護士会 鈴木 洋一 会長	静岡県弁護士会 伊豆田 悦 会長	静岡県弁護士会 山本 正幸 会長	静岡県弁護士会 森本 耕太郎 会長	静岡県弁護士会 松田 康太郎 会長	静岡県弁護士会 相良 優太 会長	静岡県弁護士会 鈴木 持友 会長	山梨県弁護士会 山梨 深 会長	山梨県弁護士会 八巻 佐知子 会長
----------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	---------------------	---------------------	--------------------	----------------------

2014 11/27 THU 11:21 受付番号 93071

6年度 法曹連絡協議会着席図

平成26年12月1日(月)
法曹会館2階「有砂」

司会者
副理事長
井 隆
(第二東京)

東京高等検察庁 次長 渡辺 恵一 殿	東京高等検察庁 長 小池 裕 殿	東京高等裁判所 加藤 新太郎 殿	東京高等裁判所 刑事部代表 村瀬 均 殿	知的財産高等裁判所 所長 設楽 隆一 殿	東京高等裁判所 民事部代表 渡部 勇次 殿	東京地方裁判所 所長 荒井 勉 殿	東京地方裁判所 民事部代表 白井 幸夫 殿	東京地方裁判所 民事部代表 八木 一洋 殿	東京地方裁判所 合部代表 刑部 悦三 殿	東京地方裁判所 刑部代表 若田 教雄 殿	東京地方裁判所 足立行 所長代行 哲 殿
--------------------------	------------------------	---------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------------------	----------------------------	-------------------------------

第二東京弁護士会 副会長 武田 仁	第一東京弁護士会 副会長 比佐 守男	東京弁護士会 副会長 松本 秀信	第二東京弁護士会 副会長 香 敦子	第一東京弁護士会 副会長 榎 橋 栄蔵	東京弁護士会 副会長 外 井 浩志	東京弁護士会 副会長 常務理事 山崎 健	東京弁護士会 副会長 常務理事 松田 紹一	東京弁護士会 副会長 常務理事 大森 夏織	東京弁護士会 副会長 常務理事 杉山 功郎	第二東京弁護士会 副会長 関井 連常務理事 山田 秀雄	第一東京弁護士会 副会長 関井 連常務理事 神 洋明	東京弁護士会 副会長 常務理事 高井 正彦	東京弁護士会 副会長 常務理事 若 旅 一夫	東京弁護士会 副会長 常務理事 横井 連常務理事 小野 徹	東京弁護士会 副会長 常務理事 関井 連常務理事 小野 徹
-------------------------	--------------------------	------------------------	-------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	---	---

第二東京弁護士会 副会長 杉山 真一	第二東京弁護士会 副会長 井上 寛	第一東京弁護士会 副会長 高 下 雅彦	第一東京弁護士会 副会長 嶋 田 貴文	東京弁護士会 副会長 彦 坂 浩一	東京弁護士会 副会長 常務理事 柴 垣 明彦	東京弁護士会 副会長 常務理事 海 瀬 祐樹	東京弁護士会 副会長 常務理事 関井 連常務理事 井 知会	東京弁護士会 副会長 常務理事 五十嵐 昌	東京弁護士会 副会長 常務理事 関井 連常務理事 岸 田 隆治	東京弁護士会 副会長 常務理事 関井 連常務理事 吉 澤 俊一	東京弁護士会 副会長 常務理事 関井 連常務理事 岩 田 武司	東京弁護士会 副会長 常務理事 横井 連常務理事 武 内 大徳	東京弁護士会 副会長 常務理事 横井 連常務理事 堀 玉 隆一	東京弁護士会 副会長 常務理事 千葉 昇	東京弁護士会 副会長 常務理事 千葉 昇
--------------------------	-------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---	--------------------------------	---	---	---	---	---	-------------------------------	-------------------------------

第二東京弁護士会 副会長 高 橋 謙治	第二東京弁護士会 副会長 小 川 恵司	第一東京弁護士会 副会長 井 上 裕明	第一東京弁護士会 副会長 榎 井 喜久司	東京弁護士会 副会長 百 永 忠祐	東京弁護士会 副会長 栗 林 勉	東京弁護士会 副会長 常務理事 関井 連常務理事 細 田 はづき	東京弁護士会 副会長 常務理事 関井 連常務理事 大 谷 豊	東京弁護士会 副会長 常務理事 関井 連常務理事 澤 田 仁史	東京弁護士会 副会長 常務理事 横井 連常務理事 吉 川 知恵子	東京弁護士会 副会長 常務理事 横井 連常務理事 古 田 玄	東京弁護士会 副会長 常務理事 千葉 昇	東京弁護士会 副会長 常務理事 横井 連常務理事 稲 葉 幸嗣	東京弁護士会 副会長 常務理事 横井 連常務理事 堀 玉 隆一	東京弁護士会 副会長 常務理事 千葉 昇	東京弁護士会 副会長 常務理事 千葉 昇
---------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------------	-------------------------	------------------------	--	--	---	--	--	-------------------------------	---	---	-------------------------------	-------------------------------

出 入 口

平成26年12月2日

東京高等裁判所

総務課庶務係 御中

関東弁護士会連合会（担当事務局：[REDACTED]）

〒100-0013

千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階

TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

平成26年度「法曹連絡協議会」 御礼状の御送付

平素よりお世話になっております。

平成26年12月1日に法曹会館において開催させていただきました平成26年度法曹連絡協議会につきまして、御協力を賜り誠にありがとうございました。

貴裁判所からご出席いただきました先生方への御礼状をお送りさせていただきますので、お忙しい折恐縮に存じますが、お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。

なお、知的財産高等裁判所所長様には、直接ご送付させていただいておりますこと、申し添えます。

今後とも、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

